

『新編小坂町史』の編さんで

資料編第二集を発行

町では、『新編小坂町史』の編さんに併せて、古文書などの文書資料を収録した資料編の編集も進めています。このたびその第三集が発行されましたので紹介します。

『資料編第三集』は、町が所蔵し解読済みの古文書の中から、近世における鹿角地域の凶作の実態を記録した『豊凶聞書』(ほうきょうききかき)と、第二集の続きである御境古人(おさかいこにん・藩と藩の境を守る係員)の業務日誌であった『御境御用留』(おさかいごようどめ)を収録したものです。

聞き書きでは、古老による口伝や予兆の記述もあつて、興味深く貴



『資料編第三集』

■お問い合わせ先
町史編さん室 (TEL29-4133)

重なものがあります。

日誌では、宝暦十四年(明和元年)(一七六四)から翌明和二年までの分が収録されました。

資料編は、郷土の歴史の調査や研究に役立てるために活字化されたものです。研究用でもあるので読むには難解ですが、貴重な資料となります。

希望者には、町史編さん室で、一冊一九〇〇円でお分けしています。第一集(一六〇〇円)、第二集(一九〇〇円)も在庫があります。

入林証を交付します

小坂町普通共用林野運営連絡協議会では、今年も山菜採りで入林する方を対象に入林料を徴収します。

徴収した料金は、山菜採りシーズンの山の清掃、国有林の自然管理、案内板の設置、草刈り、砂利敷きなどの軽微な道路補修費等に使用されます。

山の保全と入林者の安全のため、ご理解とご協力をお願いします。

■入林料

- ▽町民 入林者1人につき150円
- ▽町外者 1人1日1,000円

■料金徴収予定箇所(5か所)

- ▽白地林道入口
- ▽冷水
- ▽門脇(旧タナックス)林道入口
- ▽鉛山登山道入口
- ▽笹森展望台

■料金徴収期間(予定)

- 5月20日(木)～6月18日(金)
- ※状況により変更することがあります。
- ※昨年は5月20日～6月20日でした。

■入林証交付

- 期間: 5月14日(金)～5月31日(月)
- 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)
- 窓口: 観光産業課農林班、七滝支所、十和田出張所
- ※満18歳以上の方が対象です。身分証等で年齢を確認することがあります。
- ※入林者1人に対し1枚交付します。再交付はできませんので、期間中は大切に保管してください。
- ※他人への貸与・譲渡はできません。不正利用した場合は没収し、以後入林証を発行しません。

■お問い合わせ先
小坂町普通共用林野運営連絡協議会
(観光産業課農林班内 TEL29-3912)

町税等の支払いに「満点どうもカード」を利用できます!

町税等の支払いに小坂町商業協同組合が発行する「どうもカード」を利用できます。

どうもカードは、町内の加盟店で買い物をするとポイントがたまり、満点(ハート印またはお日さま印が100マーク)で買い物に利用できるポイントカードです。

満点どうもカード1枚で1,000円分の支払いに利用できます。

●支払いができるもの

町税	料金
・町県民税	・介護保険料
・固定資産税	・後期高齢者医療保険料
・軽自動車税	・住宅料
・国民健康保険税	・水道料金
	・下水道使用料
	・下水道受益者負担金
	・下水道受益者分担金
	・各施設使用料
	・役場窓口で発行する各種証明手数料

※歯科診療所の診療費、セパームの券売機での使用はできません。

●利用できる額

支払額が1,000円以上のものが対象です。(つり銭が出ないので、1,000円未満の支払いには利用できません)

【支払い例】

- 1,100円の場合→満点どうもカード1枚+現金100円
- 2,000円の場合→満点どうもカード2枚

●利用できる窓口

小坂町役場、七滝支所、十和田出張所
(銀行や農協等の金融機関では利用できません)

■お問い合わせ先 出納室 (TEL29-3902)